

平成31年度 販路開拓翻訳経費助成事業 申請の手引き

板橋区産業振興公社では、販路開拓のために必要な外国語翻訳について、翻訳にかかる経費の一部を助成します。

《申請できる方》

- 1 板橋区内に「本店」又は「本社」を有する中小企業者
- 2 大企業が実質的な経営に参画していないこと。
- 3 前年度分の法人住民税（個人事業主にあつては個人住民税）、法人事業税（個人事業主にあつては個人事業税）に滞納がないこと。
- 4 補助対象物の完成後6ヶ月以内に交付申請を行うこと。
- 5 過去に同一の案件で本補助金を受けていないこと。
- 6 同一の案件において、国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

《申請期間》

2019年4月1日～2020年3月13日（予算額に達し次第受付終了）

《補助対象例》

ホームページの外国語版作成、業務説明・製品説明書類の翻訳など

※翻訳に伴う経費のみ助成の対象となります。

※消費税は補助対象外です。

《補助金額》

対象経費の2分の1（上限10万円）※千円未満切り捨て

《申請の流れ》

- 申請には、以下の書類を板橋区公社窓口までご提出してください。

※事前にお電話で提出希望日時をご連絡ください。

- (1) 板橋区販路開拓翻訳経費助成事業補助金交付申請書
(第1号様式：ホームページからダウンロードできます)
- (2) 作成物の写し
- (3) 前年度分の法人住民税及び法人事業税の納税証明書（原本）
(個人事業主の場合は住民税納税証明書及び個人事業税の納税証明書)
- (4) 個人事業主の場合は開業届の写し

- (5) 会社概要（事業内容等がわかるもの）
- (6) 補助金対象経費を証する領収書又は請求書と振込金受取書
- (7) 翻訳に関する委託契約書又は完了届（納品書）等
- (8) 板橋区販路開拓翻訳経費助成事業申請前確認リスト
（指定の様式：ホームページからダウンロードできます）

↓

●**交付が決定した後、以下の書類を郵送します。**

- 「板橋区販路開拓翻訳経費助成事業補助金交付決定通知書」
- 「交付請求書」

↓

●**補助金交付請求書をご提出ください。（郵送可）**

↓

●**補助金を交付します。（補助金交付決定通知書に記載された金額が上限になります。）**

公益財団法人 板橋区産業振興公社 経営支援グループ

電話：03（3579）2175 FAX：03（3963）6441